

2 監 査 第 157 号
令 和 2 年 12 月 23 日

請求人（略）

愛知県監査委員 篠 田 信 示

同 川 上 明 彦

同 山 内 和 雄

同 伊 藤 辰 夫

同 石 井 芳 樹

地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について
（通知）

令和2年10月30日付けで提出のありました地方自治法（昭和22年法律第67号）
第242条第1項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件住民監査請求」とい
う。）に係る監査の結果は、別紙のとおりです。

別紙 本件住民監査請求に係る監査の結果

第1 請求の内容

本件住民監査請求については、請求人から令和2年10月30日付けで提出された愛知県職員措置請求書及び事実証明書により、請求の内容は、次のとおりと認めた。

1 請求の対象となる職員又は機関

愛知県の特別職非常勤職員である顧問弁護士3名（総務局総務部法務文書課（以下「法務文書課」という。）所管）

2 請求の対象となる財務会計行為

令和元年度は、愛知県顧問弁護士（以下「顧問弁護士」という。）3人で69件の1時間程度の法務相談を行った。それに対して、顧問弁護士3人への支払金額は、弁護士Aについては月20万円×12か月＝240万円、弁護士B及び弁護士Cについては月14万円×12か月＝168万円であり、合計576万円であった。

1時間1回の法務相談料金は、576万円÷69件＝8.35万円となる。1時間程度の法務相談が、平均8.35万円で行われている。通常市場の法務相談は、1時間1万円である。市場価格の8倍超もの金銭を支払っている。特に、弁護士Bは5回しか法務相談をしていないので、168万円÷5回＝33.6万円、1回1時間程度当たり33.6万円を得ている。

3 上記の行為が違法・不当である理由

(1) 市場価格の8倍超もの金銭を支払っていることは、不適切な支出である。

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第2条第14項及び地方財政法（昭和23年法律第109号）第4条に違反する。

(2) 法務文書課と弁護士が金銭で癒着している。汚職である。担当職員は刑法（明治40年法律第45号）第247条の背任罪に該当する。今回、本人とは愛知県のことである。令和2年7月3日付けでの住民監査請求の決定書と同じく、要領要綱で規定されていない裏の仕事を隠してやらせているに違いない。知事直轄の法務文書課が、教育委員会の違法な顧問弁護士の裏の仕事について、知らないはずがない。知っていて隠してきたのである。

(3) 会計局も、教育委員会や法務文書課の非常勤嘱託員の過剰な顧問弁護士料金、裏の仕事について会計検査で指摘していないのは、知っていて隠してきたのである。

(4) 総務局財務部財政課（以下「財政課」という。）も予算編成時に、過剰な顧問弁護士料金、違法な顧問弁護士の裏の仕事について、知っていて隠してきたのである。

4 請求する措置

- (1) 令和元年度及び過去の顧問弁護士料金の過剰部分の返還
- (2) 月額定額制を無くし、1回1時間1万円にする。外部弁護士の法務相談1回1時間1万円に変更すれば、令和元年度は69万円の支出で済んだ。そうすれば、507万円の減額支出になる。
- (3) 愛知県監査委員から弁護士を外す。住民監査請求の監査結果に納得ができなければ、住民訴訟しかなく、そこで弁護士の利益が発生する。ゆえに、弁護士は、住民監査請求の監査結果に利害関係がある。名古屋市も、監査委員には弁護士はいない。愛知県監査委員決定には裁量という言葉が多用されているが、それは裁量権の逸脱となれば訴訟しか決定を得られず、住民監査が住民訴訟になれば弁護士が代理人となり弁護士がもうかるからであり、監査委員の中の弁護士が自らの弁護士業界の業務拡大、弁護士報酬のために、裁量という言葉を用してきた蓄積の結果である。地方公共団体の経費、支出は、法第2条第14項及び地方財政法第4条に従わなければ違法行為となる。監査結果に裁量という言葉を使うことは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第32条に違反する。

第2 監査の実施

本件住民監査請求は、法第242条の要件に適合していると認めたので、次のとおり監査を実施した。

1 監査対象事項

顧問弁護士3名に支給された報酬

2 監査対象機関

法務文書課

第3 監査結果

1 認定した事実

(1) 顧問弁護士の制度

ア 委嘱

顧問弁護士は、地方公務員法第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤の嘱託員であり、愛知県顧問弁護士設置要綱（以下「設置要綱」という。）に基づき、愛知県知事（以下「知事」という。）が委嘱を行う（設置要綱第4）。

顧問弁護士の職務は、県行政に係る法律上の問題について、専門的な立場から相談に応じ、意見を述べ、又は助言することであり（設置要綱第3）、顧問弁護士のサービスは、原則として定期の相談日に出勤するほか、随時にその職務を行うことである（設置要綱第6）。

イ 報酬

愛知県は、法第203条の2第1項及び法第204条の2を受けて、非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年愛知県条例第40号。以下「条例」という。）を定め、条例に基づき顧問弁護士の報酬を支払っている。

ウ 報酬の減額・返還

一般職に属する職員の給与の減額については、職員の給与に関する条例（昭和42年愛知県条例第3号）第29条第1項において、職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは給与の減額をする旨を規定している一方、特別職の非常勤の嘱託員については、報酬を減額することができる旨の規定はない。

このため、特別職の非常勤の嘱託員である顧問弁護士について、知事が設置要綱に従って委嘱しており、顧問弁護士が職務を行っていない事実が認められない場合においては、報酬の減額あるいは返還を求めることはできない。

(2) 顧問弁護士の報酬

知事は、設置要綱に基づき、現在、弁護士A、弁護士B及び弁護士Cの3名を顧問弁護士に委嘱している。

委嘱に際し、各顧問弁護士に対する報酬の支給額について、弁護士Aについては月額20万円、弁護士B及び弁護士Cについては月額14万円と定めており、その旨を記載した辞令を交付していた。各顧問弁護士に対する報酬は、辞令の発令事項に従い毎月支給されている。

(3) 法務相談

ア 法務相談運営要領

法務文書課では、法務相談につき、法務相談運営要領（以下「運営要領」という。）を定め、定例相談（原則として毎月第1週から第4週までの各木曜日並びに第1週及び第3週の水曜日に実施する相談）及び臨時相談（緊急を要する場合その他特別の事情がある場合に定例相談日以外の日を実施する相談）を行い、相談を希望する課（以下「相談希望課」という。）は、あらかじめ法務文書課と調整して、定例相談日が木曜日の場合は前の週の金曜日までに、定例相談日が水曜日の場合は前の週の木曜日までに相談依頼書を提出し、相談後、速やかに相談結果報告書を提出することとされている。

なお、法務文書課は、令和2年9月16日に運営要領を改正しており、改正前の運営要領においては、相談日から3月以内に処理状況報告書を提出することとされていた。

また、相談は、原則として、愛知県庁内における面談として、相談時間を1件につき1時間以内とするとしている。

イ 法務相談の件数と関係書類の保存

平成29年度以降の法務相談の件数は、次表のとおりであった。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
弁護士A	29件	20件	31件
弁護士B	6件	5件	5件
弁護士C	53件	42件	33件
合計	88件	67件	69件

なお、平成28年度以前の相談件数については、顧問弁護士ごとの内訳は不明であるが、平成25年度は73件、平成26年度は80件、平成27年度は88件、平成28年度は105件であった。

また、平成30年度以前の各年度の法務相談については、愛知県行政文書管理規程（平成16年愛知県訓令第4号）第60条の規定に基づき、法務相談に係る行政文書の保存期間の区分は1年保存とされていることから、本件監査の時点においては、いずれも行政文書の保存期間が経過しているため保存されておらず、法務相談の具体的内容は不明であった。

この点、法務文書課は、令和2年11月10日に、これまで法務相談に係る行政文書として取り扱っていた法務相談一覧表（相談日、担当課室、相談内容、相談した顧問弁護士名等が記載されている書面）に加え、令和元年度の相談分からは、新たに法務相談概要（法務相談一覧表よりも具体的な相談内容及び相談結果の概要が記載されている書面）を作成することとし、これらの文書の保存期間を5年間としている。

(4) 面談による相談以外の法務相談

定例相談ないし臨時相談の実施後に関連する事項を追加で相談する場合は、法務文書課が、相談希望課から電子メール等により提出された相談内容を整理したうえで、顧問弁護士に対して電子メール等により相談することがあるとのことであったが、令和元年度以前の相談については、それを裏付ける資料を確認することはできなかった。

この点、法務文書課は、電子メール等で行った相談についても、法務相談一覧表及び法務相談概要により相談内容等を管理するよう改めた。

2 判断

以上の認定した事実に基づき、請求人の主張を踏まえ判断する。

(1) 請求人の主張の要旨

請求人の主張の要旨は、以下のとおり整理できる。

ア 顧問弁護士報酬の返還

令和元年度の法務相談の件数は、顧問弁護士3名で69件であり、特に、弁護士Bの相談件数は5件に過ぎず、顧問弁護士3名の報酬の合計が年間576万円であることからすれば、顧問弁護士3名への報酬、とりわけ弁護士Bへの報酬は著しく高額であるため不適切な支出であって、法第2条第14項及び地方財政法第4条に違反している。

また、法務文書課は、顧問弁護士と癒着し、要領及び要綱で規定されていない「裏の仕事」をさせているに違はなく、会計局及び財政課は、法務文書課が顧問弁護士に「裏の仕事」をさせ、過剰な報酬（顧問弁護士料金）を支給していることを知っていて隠してきた。

したがって、顧問弁護士3名は、令和元年度を含めた過去の報酬（顧問弁護士料金）のうち過剰に支払われた分を愛知県に返還すべきである。

イ 月額報酬制の顧問弁護士による法務相談の廃止

外部の弁護士による1回当たり1時間1万円の法務相談にすれば支出を削減することができるため、月額報酬制の顧問弁護士による法務相談を廃止すべきである。

ウ 愛知県監査委員からの弁護士の除外

住民監査請求の監査結果に納得できなければ住民訴訟を提起するほかに、住民訴訟の代理人となる弁護士に利益が生じる。

したがって、弁護士は住民監査請求の監査結果に利害関係があり、弁護士を愛知県監査委員から除外すべきである。

(2) 顧問弁護士の報酬制度

非常勤職員の報酬について、平成23年12月15日最高裁判所判決は、「職務の性質、内容や勤務態様が多種多様である普通地方公共団体の非常勤の職員に関し、どのような報酬制度が当該非常勤職員に係る人材確保の必要性等を含む当該普通地方公共団体の実情等に適合するかについては、各普通地方公共団体ごとに、その財政の規模、状況等との権衡の観点を踏まえ、当該非常勤職員の職務の性質、内容、職責や勤務の態様、負担等の諸般の事情の総合考慮による政策的、技術的な見地からの判断を要するものということができる。」、また、「法第203条の2第2項は、普通地方公共団体の委員会の委員等の非常勤職員について、その報酬を原則として勤務日数に応じて日額で支給するとする一方で、条例で定めることによりそれ以外の方法も採り得ることとし、その方法及び金額を含む内容に関しては、上記のような事柄について最もよく知り得る立場にある当該普通地方公共団体の議決機関である議会において決定することとして、その決定をこのような議会による上記の諸般の事情を踏まえた政策的、技術的な見地からの裁量権に基づく判断に委ねたものと解するのが相当である。」とされている。

この点、愛知県では、法第203条の2第2項の規定に基づき条例第2条第1項において、「非常勤職員の報酬は、勤務一日につき三万七千四百円（知事が特に必要があると認める非常勤職員については、その額に十分の十五を乗じて得た額）を超えない範囲内において任命権者が知事と協議して定める額とする。ただし、任命権者が特に必要があると認める場合には、知事と協議して日額以外で定めることができる。」と規定しており、この規定に基づき、知事は、設置要綱第5において顧問弁護士の報酬は月額で支給することとし、弁護士Aに対する支給額を月額20万円、弁護士B及び弁護士Cに対する支給額を月額14万円としている。

顧問弁護士に対する報酬として、月額20万円及び月額14万円が条例に違反しているとは認められないうえ、その金額は、職務の性質、内容、職責や勤務の態様等にもよるが、弁護士報酬の相場からも高額に失すとはいえない。

(3) まとめ

ア 請求人の主張の要旨アについて

上記のとおり、顧問弁護士は、特別職の非常勤の嘱託員であり、設置要綱に基づく職務及び服務に違反していない以上、顧問弁護士の職務の多寡により、任命権者である知事の裁量の範囲内で定められた報酬について、減額あるいは返還等を求めることはできない。

また、請求人は、法務文書課が顧問弁護士と癒着して要領及び要綱で規定されていない「裏の仕事」をさせている旨並びに会計局及び財政課が、顧問弁護士の過剰な報酬（顧問弁護士料金）や違法な「裏の仕事」について知っていて隠してきた旨を主張するが、なんら根拠のない憶測にすぎないうえ、各顧問弁護士が設置要綱に基づく職務及び服務に違反している事実を指摘していると認めることはできず、請求人の主張はいずれも認められない。

イ 請求人の主張の要旨イについて

顧問弁護士制度の維持・廃止あるいは弁護士への随時相談の採否は、特段の事情がない限り、いずれも知事の裁量であって、請求人の主張は認められない。

ウ 請求人の主張の要旨ウについて

愛知県監査委員から弁護士を外すことと、請求人が違法・不当な財務会計上の行為であると主張する顧問弁護士の報酬の支払との関連を認めることはできず、また、請求人の請求は、請求人の独自の見解であって、請求人の請求は認められない。

第4 結論

以上述べたとおり、請求人の請求は、いずれも理由がないものと認められるので、本件住民監査請求を棄却する。

第5 要望

県の行政を取り巻く環境は、急速な時代の変化とともに複雑多岐になっており、職員が法令に基づき効果的、効率的かつ経済的に職責を遂行するために、顧問弁護士のなお一層の活用が期待される。

このような状況下、年間の相談件数が、弁護士3名の合計で60件台から80件台で推移している。また、各顧問弁護士への相談件数は、3名間で相当な多寡が認められるところ、相談内容の性質にもよるが、いずれの顧問弁護士に対しても専門性や見識を活かしたより多くの法務相談への対応が期待される。加えて、相談分野によっては、顧問弁護士にとどまらず、特殊な分野に精通した弁護士の個別活用も有効と考えられる。

については、愛知県は、迅速性や簡便性を備え、かつ、使い勝手のより良い法務相談体制の構築・改善に向けて、更に検討されるよう要望する。